

わが国における「徒弟」法制化の課題

— 徒弟学校の設立・改廃と「工場法」徒弟制度との関連より —

田中 萬年

はじめに

里見実によると、フランスに「人は鍛冶屋の仕事をしながら鍛冶屋になる。」の諺があるそうだ。そして、1873（明治6）年にパリに徒弟学校が設立され、学校制度の時代が始まり、上の諺が崩れることになったという。では日本はどうであろうか？

濱口桂一郎はブログで EU の若者上質徒弟制会議について紹介している中で「アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス等々の先進国、ブラジル、南アフリカ、中国、韓国までぞろりと登場しているのに、日本の代表は少なくとも発言者としては出ていないようです。／先進国も新興国も、世界共通の政策課題として徒弟制がこれだけ取り上げられているのに、そこに日本の姿がないのは寂しい思いがします。」と記している¹。"Apprenticeship"という呼称で世界が議論しているにもかかわらず、わが国は、G20 にも入っていないような感を与える。何故にわが国は"Apprenticeship"に無関心なのだろうか。

イギリスを例にとれば、2000 年代にそれまでの職業資格と学歴資格を統合する「国家職業資格」を整備する過程で「現代徒弟制」として新たな労働能力の養成制度を再構築していたが、最近「現代」を外して単に「徒弟制」のみにしている。

このような動向は、徒弟制を今日的な人材養成制度として再認識されていることが国際的に進んでいることを示している。ところがわが国では、濱口の紹介のように国際会議での発言も出来ないほどに人材育成策についての思考が皆無となっている。

ところで、徒弟学校はわが国にも設置されたが、その実情については正しいとは言えない言説も聞かれる。それは研究の蓄積が少ないためであり、多くは徒弟学校の政策論が分析対象になっているためと考えられる。徒弟学校の理念・制度の解明は高田由夫の一連の研究によって完了しているように思われるが、高田は徒弟学校「解体」の今日的意味を解く視座には立っていない。また一方では個別学校の事例研究にとどまっており、その中間を埋める徒弟学校の全体像の解明が疎かになっているからである。

徒弟学校の全体像を解明している研究に貴村正の『徒弟学校の研究』がある。貴村は主に『法令全書』を、補足的に『文部省年報』を用い、徒弟学校として告示された全学校の名称、住所、設立年月日、開設（変更）学科目、廃止（移行）年月日を整理しており、徒弟学校の実態の解明としては唯一の研究である。本稿の徒弟学校の実情については貴村の研究の再整理により解明したい。

一方、職業訓練関係を見渡すと、「労働基準法」には企業内の技能者養成を内包していた 1947（昭和 47）年成立時のままの「徒弟の弊害排除」の条文が今日でも生きている。この徒弟制度を封建制の遺物と捉えるような法精神はどのようにして形成されたのかを解明すべきと考える。

このように、わが国でも「徒弟」の付く制度には学校制度の徒弟学校と職業訓練の徒弟制度がある。しかし、これまで両者を統一的に論じては来なかった。

すなわち、「徒弟」の付く学校と職業訓練が同時期に存在した意味が全く吟味されていないことに先行研究に限界があったと言える。同時代に成立した徒弟学校と「工場法」徒弟制度を同時に分析することにより、徒弟学校の「解体」と「徒弟」の忌避に見られる今日的課題を解明できると考える。この両者に深く関わる事項を簡単に整理したのが表 1 である。

徒弟制度について簡単に紹介すると、世界の古今東西において仕事の伝承と発展のために徒弟制度が貢献してきたことは言うまでも無い。表 1 に紹介するのは、わが国で明治以降に法令で「徒弟」制度を形成しようとしている学校制度と職業訓練制度であり、これらの制度とは関係ないところで営々と伝承されて

いる徒弟制度の実態については本稿の外と考えると戴きたい。

産業の近代化が進むと、過酷な労働が求められ、労働者の健康にも問題が出るが、わが国でも労働者を保護するために開明官僚の提言によりイギリスをはじめとしたヨーロッパの「工場法」を参考に検討が始まった。しかし、富国強兵・殖産興業の時代に経営者からの反対は強く、「工場法案」が出来たのは17年後の1898(明治31)年であった。その後も審議は進まず、労働者保護の思想はほぼ骨抜きになって、ようやく1911(明治44)年に公布された。それでも施行までに猶予を5年おき、1916(大正5)年にやっと施行された。

この「工場法施行令」にわが国で初めての職業訓練法令と言える「徒弟」条項が規定されたのである。

一方、学校における徒弟学校の設置は、1890(明治23)年の「小学校令」に徒弟学校が位置付けられ、制度化が始まった。しかし、「小学校令」では徒弟学校の内容については規定されなかった。独立の「徒弟学校規程」が制定されたのは4年後の1894(明治27)年であった。ただ、この時も徒弟学校は小学校の一種としていたことに変わりは無かった。

やがて「実業学校令」が1899(明治32)年に制定されると、徒弟学校は実業学校の一つと位置付けられたが、時代が進み1921(大正9)年には徒弟学校は廃止されることになったのである。

本稿ではこれらの徒弟学校と「工場法」徒弟制度の実情についてそれぞれ解明し、両者がどのように関連しあったのかを検討し、今日の「徒弟」観念に内在する課題を解明したいと考える。

1. 徒弟学校の設立経緯

わが国近代化の過程で、実業教育の振興が重要であることは常に問題となっていた。

明治5年の「学制序文」は「凡人の営むところの事^{がくもん}学あらざるはなし」としたが「学制」の小学校では職業に関する規定はなかった。また、第29条の「中学」で「工業学校商業学校通弁学校農業学校諸民学校アリ」としていたが、現実に発足した学校で、庶民が必要とする職業教育が実施されることはなかった。それは職業教育には施設、設備、指導者等の資金がかかり、体制が整備されていないためである。

学校での職業教育は1890(明23)年の改正「小学校令」第二条に「徒弟学校及実業補習学校モ亦小学校ノ種類トス」と規定された事に始まる。しかし、徒弟学校については具体的な教科内容等に付いては規定されていない、有名無実な学校であった。

具体的には日清戦争後、明治26年になって「実業補習学校規程」が、翌年「徒弟学校規程」が制定された。実業補習学校は「小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル」ための学校であるが、「尋常小学生卒業ノ者ニアラサルモ学齡ヲ過キタル者」も受講できた。その施設は「小学校ニ附設スルコトヲ得」る等貧弱で、しかも、「小学校ノ教授ヲ妨ケサル」こととしていた。この実業補習学校が近代的な職業教育とはいえないのは当然である。

近代的労働者の育成を意図して設立されたのが徒弟学校である。「徒弟学校規程」の成立過程について

表1 徒弟学校及び「工場法」徒弟制度関連事項

年	月	徒弟学校、「工場法」	その頃の関連事項
1881(明治14)	4	「工場法」の検討始まる	
1890(明治23)	10	徒弟学校が「小学校令」に位置付く(年限、教科目は未定)	
1893(明治26)	11		「実業補習学校規程」(小学校付設) この年より小学校就学率向上
1894(明治27)	6		「実業教育費国庫補助法」制定
	7	「徒弟学校規程」制定	
1895(明治28)	4		日清戦争賠償金2億両(=3288万ポンド)
1898(明治31)	9	「工場法」に事業主の義務を明記するよう労働組合期成会要求	
	10	「工場法案」改正される	
			綿糸の輸出、輸入額を超える
1899(明治32)	2	小学校相等の徒弟学校廃止の「実業学校令」等制定	
	8		「私立学校令」公布
	10		三菱造船、三菱工業予備学校を設立
1900(明治33)	3		「市町村小学校教育費国庫負担法」公布
1902(明治35)		女子徒弟学校の増設始まる	
1904(明治37)	3	「徒弟学校規定」改正	
1907(明治40)	7		日露戦争(~5年) 義務教育、6年に延長 労働争議240件(明治時代最高)
1909(明治42)			綿糸生産世界一に
1911(明治44)	3	「工場法」公布	
1914(大正3)	2		「実業教育費国庫補助法」改正、私立も補助対象に
1916(大正5)	1	「工場法施行令」公布(徒弟条項)	
1917(大正6)		男子徒弟学校のピーク(52校)	
	10		臨時教育会議、実業教育改革不要の答申
1921(大正9)	12	徒弟学校を工業学校と統合する「実業学校令」改正	
1922(大正10)	1	徒弟学校廃止の「工業学校規程」制定	
	1		「職業学校規程」制定

わが国における「徒弟」法制化の課題
 ー徒弟学校の設立・改廃と「工場法」徒弟制度との関連よりー
 田中 萬年

は内田糺の研究が詳しい。その検討は当時の井上毅文相の下でなされたようだ。その検討の過程で「徒弟学校又ハ工業補習学校設立予定地」が提案され、その別表として表2の「特殊工業ニ関スル学校予定地一覧表」が付されている。「工業ノ種類」を「一般工業及特殊工業トナス即チ一般工業ハ木工大工指物建具職ノ類及金工（鍛冶ノ類）ニシテ各地方一般ニ通用シ特殊工業ハ某地方ニ限り特有スル者」としていた。しかし、表を見ると、「特殊工業」にも織物、染色、等を含めており、特に男子向きの職種に限定していない事がわかる。

表2 「特殊工業ニ関スル学校予定地一覧表」 (内田糺『明治期学制改革の研究』より作成)

府県名(注1)	徒弟学校又ハ工業補習学校ヲ設置スベキ市町村名	工業ノ種類	職工ノ人員(注2)
青森21	弘前市 1校	漆器	製造人 9
秋田23	秋田市 1校	織物(八犬織・ウ子織)染色	
	仙北郡角館町 1校	漆器(杢塗)	
山形22	米沢市 1校	織物(絹織物)染色	
	北会津郡若松町 1校	漆器	職工 421
	大沼郡本郷村 1校	陶器(会津焼)	職工 150
福島20	伊達郡川俣町 1校	織物(絹・染色)	
	足利郡足利町 1校	織物(木綿織物・絹綿交織・絹織物)・染色	職工 4,634
	芳賀郡益子村 1校	陶器(益子焼)	職工 154
群馬09	山田郡桐生町 1校	織物(羽二重・各種織物)染色	
	佐位郡伊勢崎町 1校	織物(太織綿ノ類・染色)	
埼玉08	入間郡所沢町 1校	織物・染業	
	秩父郡大宮町 1校	同上	
	北埼玉郡忍町 1校	同上	
	北足立郡川口町 1校	銅鉄鑄造	職工 124
千葉10	東葛飾郡野田町 1校	醤油	
東京01	東京市 1校		
	南多摩郡八王子町 1校	織物・染色(絹、絹綿交織)	
神奈川04	横浜市 1校	漆器(蒔絵) 陶器・画工	職工 100 画工 300
	新潟市 1校	漆器	職工 56
新潟07 (注3)	古志郡長岡町 1校	織物・染色	職工 590
	古志郡榎尾町 1校	織物・染色	職工 1,450
	中魚沼郡十日町村 1校	織物(数寄屋)・染色	職工 3,200
	南蒲原郡三条町 1校	鉄器・刃物	職工 550
	西蒲原郡燕町 1校	銅器・鍍・黄銅器	職工 1,209
富山26	高岡市 1校	銅器・鉄器・漆器	職工 1,125
石川25	金沢市 1校	蒔絵・陶器・機器	職工 160
	能美郡小松市 1校	陶器(九谷焼)	職工 850
	鳳至郡輪島町 1校	漆器	
福井24 (注4)	福井市 1校	織物(羽二重)染色	職工 2,263
山梨16	北郡留郡猿橋 1校	織物(甲斐絹傘地・ハンカチーフノ類、染色)	
	南郡留郡谷村 1校	"	
長野19	小県郡上田郡 1校	織物(上田絹・白絹)染色	
岐阜18	岐阜市 1校	織物(絹織物・絹綿交織・木綿織物)染色	
	土岐郡多治越町 1校	陶器	職工 2,814
	武儀郡 1校	紙	
静岡15	静岡市 1校	漆器	職工 583
愛知14	名古屋市 1校	美術的工業(陶磁器・漆器・繡箔・七宝)	
	海東郡室村大字遠島 1校	七宝焼	職工 217
	亀崎 1校	醸酒	
	中島郡奥村 1校	織物・染色	
	東春日井郡瀬戸町 1校	陶器(瀬戸焼)	職工 1,216
	智多郡常滑村 1校	陶器(常滑焼)	職工 832
三重13	同粉有松町 1校	染色	
	三重郡四日市町 1校	陶器(万子焼)	職工 777

滋賀17	坂田郡長浜町 甲賀郡長野村	1校 1校	織物(縮緬)染色 陶器(信楽焼)	
京都02	京都市 染織学校 其他 宇治郡加悦町 中郡峯山町	1校 1校 1校 1校	織物・染業・陶器 漆器・銅器・七宝 織物(縮緬)染色 織物(縮緬)染色	織物職工徒弟 33,688 染業職工徒弟 4,205 陶器職工徒弟 850 銅器職工徒弟 402 職工 3,537 職工 3,162
大阪03	大阪市 堺市	1校 1校	燐寸・石鹼・琉璃・扇柄傘・ 骨角製品・友仙・莫大小・ 鉄製品・其他工産品 段通織・染色	職工 7,292
兵庫05	美濃郡三木町 飾東郡花田村 明石郡明石町 武庫郡西宮村 摂西郡竜野村	1校 1校 1校 1校	刃物(鋸・鑿・鋏・庖丁・剪刀 鍔ノ類) 姫路革(鞆皮) 陶器(明石焼・舞子焼) 醸酒 醤油	職工 950 職工 748
奈良12 (注5)	添下郡	1校	織物(麻・綿麻交織・木綿織 物)・染色	
和歌山 30	和歌山市 名草郡黒江市	1校 1校	綿(フラネル) 漆器	職工 2,770 職工 2,812
島根27	島根郡西川津村	1校	陶器(出雲焼)	職工 512
岡山28	都宇郡江島村字茶屋町 和気郡伊部村	1校 1校	製糖(小倉織) 陶器(伊部焼)	職工 1,460 職工 51
山口29 (注6)	阿武郡秋町 玖珂郡柳井村 同 小瀬川村	1校 1校 1校	陶器(秋焼) 織物・染色 紙	職工 562 職工 4,670 職工 300
徳島31	坂野郡	1校	製糖	
香川32	大内部三本松村 阿野郡坂出町	1校 1校	製糖 製塩	製造者 1,004 製造者 949
愛媛33	下浮穴郡砥部村	1校	陶器(砥部焼)	職工 307
高知34	吾川郡伊野村	1校	紙	
福岡35	福岡市	1校	織物(博多織、其他)染色	
佐賀36	西松浦郡有田町	1校	陶器(伊万里焼)	職工 2,290
長崎06	東彼杵郡折尾瀬村	1校	陶器・平戸焼	職工 831
熊本37	八代郡高田村	1校	陶器(八代焼)	職工 147
鹿児島 38	日置郡下伊集院村 大島郡	1校 1校	陶器(薩摩焼) 製糖	職工 45
沖縄39	那覇港	1校	漆器・染業	漆製造人 98 染製造人 1,141

- (注1) 府県の順は北からに入れ替えた。元の順は府県名の後に付した数である。
 (注2) 「製造物産額」を省略した。
 (注3) 新潟県に「下ニ記スル外五泉町村松町亀田町モ亦或ハ設置ヲ要スベシ」の付記。
 (注4) 福井県に「吉田、足羽、今立、坂井等ノ諸郡モ亦盛ナリ」の付記。
 (注5) 奈良県に「葛下郡(高田町)モ亦或ハ設置ヲ要スベシ」の付記。
 (注6) 山口県に「岩国町(織物)広瀬村(紙)モ亦或ハ設置ヲ要スベシ」の付記。

そして「徒弟学校規程」は次のように制定された。

徒弟学校規程(文部省令第20号)明治27年7月25日

第一条 徒弟学校ハ職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル
 所トス

第二条 徒弟学校入学者ノ資格ハ年齢十二年以上及尋

常小学校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ但尋常小学校
 卒業ノ者ニアラサルモ特ニ学校長ノ許可ヲ得テ入学
 スルコトヲ得

徒弟学校ニ於テハ男女ヲ混同スルコトヲ得ス

わが国における「徒弟」法制化の課題
—徒弟学校の設立・改廃と「工場法」徒弟制度との関連より—
田中 萬年

第三条 徒弟学校ハ尋常小学校又ハ高等小学校ニ附設スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ小学校ノ教授ヲ妨ケサル限ハ校舍及備品器具ヲ使用セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ小学校ノ教授ヲ妨ケサル限ハ校舍及備品器具ヲ使用セシムルコトヲ得

第四条 徒弟学校ノ教科目ハ修身、算術、幾何、物理、化学、図画及職業ニ直接ノ関係アル諸科目並実習トス
前項ノ教科目ハ修身ヲ除ク外学校長ニ於テ便宜取捨選択シ又ハ随意科トスルコトヲ得但実習ハ設備上又ハ其ノ他ノ関係ニ依リ学校ニ於テ教授スルニ不便ナル職業ニ限り之ヲ欠クコトヲ得

第五条 徒弟学校ニ於ケル教科ハ一種又ハ數種ノ職業ニ就テ之ヲ定メ若ハ數種ノ職業ニ共通シテ之ヲ定ムヘシ

第六条 尋常小学校ヲ卒業セスシテ入学ノ許可ヲ得クル者ニハ本科ノ外読書、習字ヲ課スヘシ又作文ヲ加フルコトヲ得
尋常小学校卒業ノ者ト雖其ノ志望ニ依リ読書、習字、作文ノ一科目又ハ數科目ヲ授クルコトヲ得
本条ノ場合ニ於テ修身ハ読書ニ附帯シテ之ヲ教授スルコトヲ得

第七条 徒弟学校ノ修業年限ハ六箇月以上四箇年以下トス

第八条 徒弟学校ハ日曜日又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得

第九条 徒弟学校ハ土地ノ情況ニ応シ季節ヲ限り教授

スルコトヲ得

第十条 徒弟学校ノ教員ハ文部大臣ニ於テ工業教員タルニ適當ナリト認ムル者又ハ小学校教員ノ資格アル者又ハ相当ノ普通教育ヲ受ケ職業上ノ知識又ハ経験ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ

第十一条 徒弟学校ニ於テ教科用図書ヲ用フル場合ニハ修身、読方、習字ニ係ルモノハ尋常小学校高等小学校補習科又ハ実業補習学校用トシテ文部大臣ノ検定ヲ經タルモノタルヘシ其ノ他ノ教科目ニ係ルモノハ検定ヲ經ルノ限ニ在ラス
徒弟学校ノ教科用図書ハ府県ニ於ケル審査採定ヲ要セス各学校長ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十二条 徒弟学校ノ教科目作業年限教授時間及季節ヲ定ムルニハ市町村立ニ係ルモノハ市參事會町村長（又ハ之ニ準スヘキ者）ニ於テ私立ニ係ルモノハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第十三条 市町村立徒弟学校ニ於テハ実業又ハ教育ニ經歷アル者及其ノ学校ノ設立維持ニ功勞アル者ヲ以テ商議員トシ其ノ学校ニ關スル事件ヲ商議セシムルコトヲ得

第十四条 市町村立徒弟学校ニ於テ授業料ヲ徴収スルト否トハ市町村ノ便宜タルヘシ

第十五条 女子ニ刺繡、機織及其ノ他ノ職業ヲ授クル為ニ設クル所ノ女子職業学校ニシテ此ノ規程ニ依ルモノハ徒弟学校ノ種類トス

規程のように徒弟学校は「職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル」ための学校である。職工の養成を目的とした法令としてはわが国の嚆矢であり、学校制度としては最初で最後となる。「実業学校令」は「工業…等ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為ス」学校ではあるが、その目的として職人・労働者のためにとは明記されていない。以後、職工＝労働者を目的とする学校は設立されない。

その徒弟学校は、「尋常小学卒業ノ者ニアラサルモ」も受講でき、「小学校ニ附設スルコトヲ得」ること、「小学校ノ資格」の教員で担当でき、そして修身等の教科書は尋常小学校用で可能としていた。

上の施策はどのように具体化されたであろうか。徒弟学校の設立状況を県別に見たのが表3である。

「特殊工業ニ關スル学校予定地一覧表」に掲げられた市町村で、実際には上の工業系学科が開設されていない府県が16県に及ぶ。逆に、「特殊工業ニ關スル学校予定地一覧表」にて設置が指定されなかった府県で徒弟学校が設置された道府県に5県があり、特に広島県は複数の学校を設置し多様な学科を開設していることが注目される。「良工を得る」ための徒弟学校と言えど、男子徒弟学校よりも女子徒弟学校が多く、全体の6割を占めていたのである。それは、「特殊工業ニ關スル学校予定地一覧表」にも女子向き職種が含まれていたこと、これを認めるために第15条にあるように、女子職業学校も含まれるとしていたことで保証された。

女子徒弟学校の多数を占めたのは、後に見るように裁縫系だった。このように“良妻賢母”的職業学校が徒弟学校と公称したのは、1900（明治33）年に公布された「市町村小学校教育費国庫補助法」よりも早く1894（明治27）年に公布された「実業教育費国庫補助法」の認定を受けることにより、国庫補助を得られる利点があったためと推測される。「実業教育費国庫補助法」の第2條は「公立ノ工業農業商業學校、徒弟學校及実業補習學校ニシテ実業ノ教育ニ効益アリト認ムルトキハ文部大臣ハ其ノ學校ニ補助金ヲ

交付スベシ」として、徒弟学校をその対象にしたからであった。

その女子徒弟学校は後に見るようにほとんど工業系職種とは言えないのでこれを無視し、男子徒弟学校

表3 徒弟学校の県別設置・再編状況

道府県	男子徒弟学校								女子徒弟学校								計		
	開設学科状況				再編成状況				開設学科状況				再編成状況						
	近代工業	建設系	伝統職種	その他	甲種工業	乙種工業	廃止	小計	紡績系	各種職業	農業系	裁縫系	家事等	高等女学	実科女学	職業学校		廃止	小計
北海道	2	1			1			1	2		2	13		1	2	4		7	8
青森		4	2			2	2	4	1			1					1	1	5
岩手				1			1	1				2					1	1	2
宮城		1	1		1		1	2			1			1				1	3
秋田	1	2				1	1	2										0	2
山形		1	2				2	2										0	2
福島			5		2		2	4	1			5			1		3	4	8
茨城			1				1	1				7			2	3	1	6	7
栃木			1	1		2		2				1				1		1	3
群馬			2				2	2				1						0	2
埼玉								0										0	0
千葉								0	6						3	1	2	6	6
東京	2	1	1		1	2		3			1	3	2		1	1		2	5
神奈川								0				2				1		1	1
新潟	1		5		1	1	2	4				4			1		1	2	6
富山		2	2			1	1	2				2				1		1	3
石川		1	1	1				1				1				1		1	2
福井			1					1	1	2					3	1		4	5
山梨		1	1		1	1		2			2	3	1					0	2
長野			1					1	1	1	2				1	3		4	5
岐阜			1			1		1										0	1
静岡			1					1	1			1	2				1	1	2
愛知	1	1	3	2	2	2	1	5				1	2				1	1	6
三重	1	2	1	2		3	1	4	2		2	4					2	2	6
滋賀		1						1	1			1	4			1	2	3	4
京都			1		1			1	2								1	1	2
大阪	7	4		2	2	1		3	2		2	4			3			3	6
兵庫	2		2	1	1	1	2	4	2		1	11		1		3	3	7	11
奈良		1			1			1	5			8		1	2	3	3	9	10
和歌山			2			1	1	2		4	1	12			1	4	3	8	10
鳥取		1	1					1	1									0	1
島根	1	1			1			1	2			1	13		1	2	3	2	8
岡山	2	2	2			1	3	4	1								1	1	5
広島	3	6			1	2	1	4		3	5	18		4	5	1	1	11	15
山口	1					1		1	3		3	7	1		1	2		3	4
徳島		1						1	1									0	1
香川	1	2	1				3	3				1	4	1		1	1	2	5
愛媛		2	1			2		2				1	1	1			1	1	3
高知			1					1	1									0	1
福岡	1	3				1	2	3	16			19		4	3	8	2	17	20
佐賀			1					1	1			4					2	2	3
長崎								0										0	0
熊本		5	3				4	4										0	4
大分	1	6	2		1	1		2	1			6		2	1			3	5
宮崎		2	2					1	1	5		2		1		1	1	3	4
鹿児島		6		1	2		3	5	5		1	14	1	1	2	5	4	12	17
沖縄		1	1		1			1	4			3				2	1	3	4
計	27	61	52	11	20	27	46	93	63	9	26	185	7	16	36	50	41	143	236

(注) 学科は変更後の学科とした。

貴村正『徒弟学校の研究』より作成

のみで見ると、男子徒弟学校が設置されていない道府県は4県ある。特に、三菱造船所があった長崎県に設置されていないことが注目される。

また、男子徒弟学校についても「伝統職種」(陶磁器・窯業、漆器・漆工等、染織・染色、)及び「その他」(紙漉・徒弟等)を除いて、「近代工業」(機械・金属系、電機系、造船、工業を含む)及び「建設

わが国における「徒弟」法制化の課題
 ー徒弟学校の設立・改廃と「工場法」徒弟制度との関連よりー
 田中 萬年

系」（建築・造家，木工・家具・指物・竹工等，塗装・塗料）の学科を開設した徒弟学校を設置した道府県は 29 県にとどまる。つまり，徒弟学校のイメージは近代工業を担う学科と言えるのは 5 割強の開設に過ぎないのである。

これらの徒弟学校の設置と廃止（昇格・移行）の状況を年代別に見たのが図 1 である。

徒弟学校は 1918（大正 7）年に 134 校をピーク（男子徒弟学校はその前年）にして，その後減少し，1921（大正 10）年に制度も廃止される。

男子徒弟学校は「徒弟学校規程」の施行翌年から設立されるが，女子徒弟学校は数年遅れて増加に転じる。男子徒弟学校の廃止は設置 3 年後に始まるが，女子徒弟学校は明治末期になり拡大する。女子徒弟学校は設置数も多いが廃止数も多い事が分かる。

徒弟学校は，井上文相等が意図したようには増加せず，ようやく設立された徒弟学校でも近代的な職業教育には十分対応していないと言える。このことについては先行研究でも触れており本稿では詳述を避けたい。

さて，男子徒弟学校の学校名称と開設学科を整理したのが表 4 である。なお，「徒弟」の前後に付けた職業名が同じであれば，同一の学校名称とした。また，地名等の冠の固有名詞は除いて集計した。

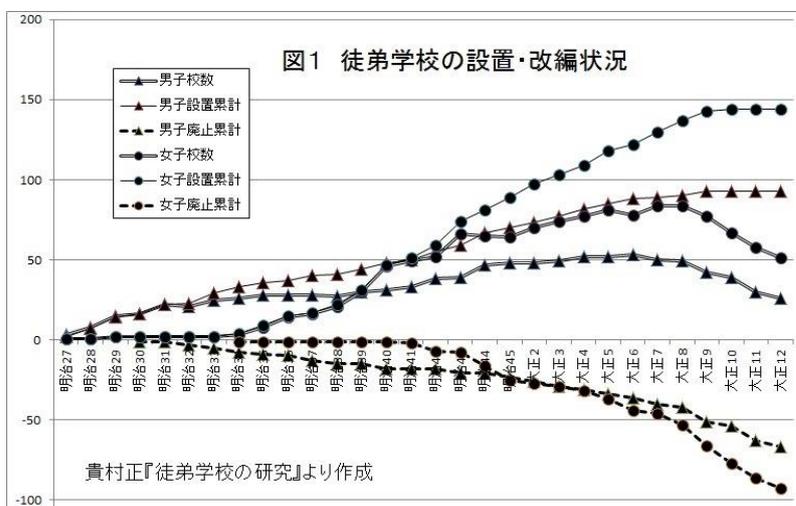


図 1 徒弟学校の設置・改編状況

貴村正『徒弟学校の研究』より作成

表 4 男子徒弟学校の実情

	「徒弟」の付く学校						「のみ」											計						
	工業学校	職工学校	高工学校	工手学校	商工学校	職業実業学校	のみ	造船	工業	鉄工	職工	実業	漆器	陶器	窯業	陶器学校	染織学校		漆器学校	漆工学校	工芸学校	織物学校	農学校	不明
近代機械工業系		10			2	1	2	2	3	1										6				27
建設系	10	7				2	1	2	26		1	1					1	1		8			1	61
伝統職種系	6	2	2		1	2	3	4	6				3	1	1	5	12	1	1		2			52
その他		2					3	1	2									1		2		1		11
計	16	21	2	0	3	4	8	9	2	36	1	1	1	3	1	1	5	13	3	1	16	2	1	151

貴村正『徒弟学校の研究』より作成

男子徒弟学校で，学校名に「徒弟」を付けているのは表 7 のように 4 割弱であり，そのなかで「のみ」とは他に形容の職業名等を付けず単に「徒弟学校」としている学校であり，7 校ある。つまり，「徒弟」を付していない学校は 6 割であり，「徒弟」を忌避していることが分かる。

また，学校の名称で見ると，今日的な工業をイメージできるのは，工業学校から実業徒弟学校までの 8 割弱と多く感じる。しかし，開設学科では建設系を入れても 5 割強であり，その実態が当初構想した近代「工業系」とは言えない状況である。

女子徒弟学校の実情が表 5 である。

表 5 女子徒弟学校の実情

	「女」・「女子」の付く学校														技・工芸学校	農学校	他	不明	計
	実業学校	職業学校	染織学校	職業学校	技芸	実科	実業	工業徒弟	徒弟	手芸	工芸	染織	刺繍	のみ					
紡績系	3		7	6	20		14	4			3	1			2	2	1		63
各種職業	5			1										1				2	9
農業系	3	1		1	10	1	7							1	1			1	26
裁縫系	18	4		23	70	4	36	3	2	2	3	1	8	5	2	1	3	185	
家事・他	1				3		3											7	
計	30	5	7	30	104	5	60	7	2	2	6	1	1	10	8	4	4	4	290

貴村正『徒弟学校の研究』より作成

「徒弟」を付した学校は少なく，表 11 に見るように 5 校のみである。また，「女」・「女子」を付けない職業学校と思える学校が 2 割近くあるのは注目される。しかし，徒弟学校と言いながら，職業関連用語を付けない「のみ」の「女学校」・「女子学校」単独の学校が 5 校ある。

学科別に見ると、過半数が裁縫系・家事等であり、これらは徒弟学校とはとても言えないのではなかろうか。徒弟的な職業学校の学科としては「紡績系」(染織・機織・製糸)と「各種職業」(商業・実業・技芸・徒弟)の3割弱である。また、「農業系(農業・蚕業・煙草・園芸)」もある。

以上のような徒弟学校が、時代の変遷で廃止・昇格・移行するが、この実情について以下に分析する。

2. 徒弟学校の廃止・移行の実情

男子徒弟学校の設定母体をみると表6のようになっている。ここで、官立の東京工業学校附属職工徒弟学校が設置されていたが、これは徒弟学校のモデルとして政府の管轄下にあったので本稿では除外している。

表6 男子徒弟学校の再編状況1(設立主体)

	道府県立	市区立	郡立	町立	村立	組合立	私立	不明	計
甲種工業学校上昇	6	6	3	1	1	2		1	20
乙種工業学校移行	1	8	7	6	2		3		27
廃止	3	3	12	6	7	4	11		46
計	10	17	22	13	10	6	14	1	93

貴村正『徒弟学校の研究』より作成

郡立が最も多く、主として企業が設立する私立もある。

「組合立」とは近隣の村がいくつか集まって組合を組織し、そこで徒弟学校を設立しているものである。徒弟学校は「実業学校令」に含まれるようになるが、内容を改善して工業学校に昇格した学校を「甲種工業学校」(高等小学校卒業程度を入学資格として2年ないし3年)としている。また、内容の改革無く移行したのを「乙種工業学校」(尋常小学校卒業程度を入学資格として3年ないし5年)としている。

甲種工業学校への昇格が早い徒弟学校は1901(明34)年であり、1922(大正11)年が多い。乙種工業学校への移行は1923(大正12)年である。廃止校の早いのは1897(明30)年であり、図1のように五月雨的である。

また、設立母体が大きいほど、甲種工業学校への昇格が多く、市・郡・町立は乙種工業学校への移行が多い。学校名称別に再編状況を見たのが表7である。

表7 男子徒弟学校の再編状況2(学校名称)

	工業学校	職工学校	高工学校	工手学校	商工学校	職業学校	実業学校	「徒弟」の付く学校										不明	計						
								のみ	造船	工業	鉄工	職工	実業	漆器	陶器	窯業	学校			染織学校	漆器学校	漆工学校	工芸学校	織物学校	農学校
甲種工業学校上昇	1	3	1				1	1		4			1				1	4			3			20	
乙種工業学校移行	1	1			2		2	3	2	8				1				3	1			3			27
廃止	6	2		1		1	5	3		8	1	1		2	1	1	1	1	8	1	1	1	1	1	46
計	8	6	1	1	2	1	8	7	2	20	1	1	1	3	1	1	5	13	1	1	6	1	1	1	93

貴村正『徒弟学校の研究』より作成

甲種工業に昇格した学校は多様であり、特に特徴を指摘出来ない。その中で、「染織学校」もある。乙種工業への移行は「徒弟」を付けた学校が半数となっている。

「工業」、「実業」を付した学校であっても廃止されている学校があることも注目される。つまり、学校の名称ではその後の再編は予測出来ないと言える。

開設学科数別に整理したのが表8である。

1科のみの単数開設学校が最も多く、2/3を超えている。一方では6学科を開設している学校も3校ある。比較的開設学科数の多い学校が甲種工業に昇格しているといえる。

開設学科による再編状況が表9である。

機械・金属系の学科が甲種工業学校への昇格

表8 男子徒弟学校の再編状況3(開設学科数)

科数	1科	2科	3科	4科	5科	6科	計
甲種工業学校上昇	9	5	2	1		3	20
乙種工業学校移行	16	7	4				27
廃止	34	9	2	1			46
校数	59	21	8	2	0	3	93

貴村正『徒弟学校の研究』より作成

表9 男子徒弟学校の再編状況4(開設学科名)

	近代機械工業			建設系		伝統職種			その他			計
	機械	電気	工業	建築	木工装・塗	陶器	漆器	染織	紙漉	図案	徒弟	
甲種工業学校上昇	13	1		5	13	1	3	4	4	1	2	47
乙種工業学校移行	7	1	1	5	13	1	4	4	2	2	1	42
廃止	3	2	1	5	18		4	11	16		2	64
計	23	4	2	15	44	2	11	19	22	3	5	153

貴村正『徒弟学校の研究』より作成

わが国における「徒弟」法制化の課題
 - 徒弟学校の設立・改廃と「工場法」徒弟制度との関連より -
 田中 萬年

が多いと言える。特に木工と染織学科に廃止された学科が多いが、その他の学科で再編には差が余り無いと言える。

では、女子徒弟学校の再編はどうであろうか。

設立主体別に見たのが表10である。

「組合立」が最も多くなっていることが特徴である。また、道府県立が男子徒弟学校に比べると少ない。

高等女学校へ昇格したのも1割以上あり、実科高等女学校への昇格も1/4あることが分かる。50校はそのまま職業学校となっており、廃止は3割弱と男子徒弟学校に比べれば少ないと言える。

学校の名称により再編成状況を整理したのが表11である。

表10 女子徒弟学校の再編状況1(設立主体)

	道府県立	市区公立	郡立	町立	村立	組合立	私立	不明	計
高等女学校へ		2	6	1		5	1	1	16
実科高等女学校へ		4	11	7	3	8	3		36
職業学校へ		8	5	13	7	11	3	3	50
廃止	1	2	11	8	4	10	5		41
計	1	16	33	29	14	34	12	4	143

貴村正『徒弟学校の研究』より作成

表11 女子徒弟学校の再編状況2(学校名称)

	実業学校	職業学校	染織学校	職業学校	「女」・「女子」の付く学校										技・工芸学校	農学校	他	不明	計	
					技芸	実科	実業	工業徒弟	徒弟	手芸	工芸	染織	他	のみ						
高等女学校へ			1	2	8		4										1			16
実科高等女学校へ	2		2	4	14		6			2	1				3	1		1		36
職業学校へ	7	1	1	8	19		9	1	1		1	1						1		50
廃止	5	1	2	3	8	2	6	1	2		1		2	2	2	1	1	1	2	41
計	14	2	6	17	49	2	25	2	3	2	3	1	2	5	3	2	3	2	143	

貴村正『徒弟学校の研究』より作成

工業学校への転換が女子徒弟学校には1校も無かったことが女子徒弟学校の特色を示している。

高等女学校への昇格、実科高等女学校、職業学校への移行は1923(大正12)年である。

高等女学校への昇格は「女」の付く学校が多い。実科高等女学校への昇格は「女・女子技芸」を付けた学校が多い。職業学校への移行も「女技芸」が多い。

廃止校の最も早いのは1910(明43)年であり、五月雨的である。廃止校には特徴は無いと言えよう。

開設学科数による再編状況が表12である。

科数は2科を開設している学校が最も多く、6科も例外に1校有るが、4科までになっている。

職業学校への移行は2科を開設している学校が多いが、その他の特徴はないといえる。

開設学科別の再編成状況が表13である。

表12 女子徒弟学校の再編状況3(開設学科数)

科数	1科	2科	3科	4科	5科	6科	計
高等女学校へ	2	9	5				16
実科高等女学校へ	15	11	7	2		1	36
職業学校へ	10	31	5	4			50
廃止	16	13	10	2			41
計	43	64	27	8	0	1	143

貴村正『徒弟学校の研究』より作成

表13 女子徒弟学校の再編状況4(開設学科名)

	紡績系			各種職業			農業系			裁縫系			家事・他	計	併設		
	染織	機織	製糸	商業	技芸	徒弟	農業	畜業	園芸	裁縫	編物	手芸			農業	商業	養蚕
高等女学校へ	8	2	1	2			2			8	1	13		37	4		
実科高等女学校へ	8	3	1	2	2		4	4	3	18	2	24	3	75	7	2	5
職業学校へ	17	5		1			2	2	1	33	4	32	3	100	5	3	2
廃止	12	6			1	1	3	5		26	1	23	1	79	8	3	5
計	45	16	2	5	3	1	11	11	4	85	8	92	7	291	24	8	12
	63			9			26			185					44		

貴村正『徒弟学校の研究』より作成

表に付属して記している「併設」とは、徒弟学校とは別に、職業学校の看板も掲げた学校と思われる。

高等女学校への昇格は紡績系と裁縫系が多く、農業科を開設している学校もある。

実科高等女学校への昇格と職業学校への移行は裁縫系が多い。

女子徒弟学校の再編成状況には大きな特徴があるとは指摘出来ない。元々、徒弟学校的ではなかったことの結果であると言える。

以上のように、徒弟学校の全体像は簡単に一言では言えないことが分かる。特に、女子徒弟学校が多数を占め、中でも裁縫系が6割を超えていることを無視した徒弟学校論は正しくないと言える。

3. 「工場法」徒弟の制度化過程と実情

徒弟制度はわが国でも発達し、西欧の近代的工業技術のわが国への移植を容易に果たせたのは優れた職人がいたからであることは衆目の一致するところである。

その職人（労働者）の養成制度である徒弟制度は、しかしいずれの国でも近代工業にはそのままでは応用出来なかった。わが国では、徒弟制度から近代工場での労働者の職業能力形成の発展過程について、隅谷が①職人徒弟制、②工場徒弟制、③伝習性制度、④養成工制度として発展したことを整理している。

本稿で紹介する「工場法」徒弟制とは、上の④の養成工制度と併行していると考えて良い。

ところで、「工場法」はイギリスにて始まるが、当然ながら労働者保護思想の立場に立っている。その中には、労働者の養成問題が入るのは必然であった。イギリス等の「工場法」をモデルとしたわが国の「工場法」議論は、そのため経営者団体からの反対・批判が強く、審議は進まなかった。徒弟養成の独立した案として、ようやく明治20年6月に「職工条例案」と「職工徒弟条例案」案が作成された。

前者の「職工条例案」では、就学義務が修了していない者に対しては工業主の責任でその通学をさせなければならないとの構想であった。また後者の「職工徒弟条例案」では16歳未満の徒弟には読・書・算の教育を施すべきことが構想されていた。上の二案とも今日で言えば、実質的な義務教育の保障を担保しようとしたことを示している。このようにして徒弟（訓練生）への学習の保障が提起されたのであった。

このような発想は、イギリスの庶民の学校は「工場法」が発達して成立していたことをみれば当然であった。しかし、わが国の「工場法」案には徒弟の養成方法については明確な規定が無く、後者が徒弟としての修業年は10年を超えてはならないことを規定しているにとどまっていた。

このように、「工場法」は教育問題としても重要であることが分かる。何故なら、「教育令」等で学校への義務教育が明記されていたが、就学率は依然として低く、「義務」制は実質的には守られていなかったからである。1887（明治20）年の義務教育期間は4年であったにもかかわらず、就学率は45%であった。このように、義務教育に従わず、当時の児童は不就学者が多く、その中には就業していた者がいたであろう。小学校の学資の政府補助が始まったのは1900（明治33）年になってからであり、翌年ようやく就学率が88%になったのであった。

そのような実情の下で、工場等の規制ではあるが、義務教育相当の教育を施さなければならないとの規定は極めて重要であることが分かる。すなわち、一定の年齢を超えた者を雇用する場合、学校の義務教育を実質的に担保する事になったからである。これらの両法案で、当時の開明官僚による「工場法」制定の意図がくみ取れるといえよう。

しかしながら、先の「職工条例案」及び「職工徒弟条例案」ともに、これらの法案は民業の消長、慣習の存廃に波及することが危惧され、事務当局でも意見が一致せず、廃案となったのであった。

「工場法」案は、その後も引き続き議論され、数次の案が作成される。その議論の過程で労働者教育の課題を明確に提起したのは片山潜が率いる労働組合期成会だった。1898（明治31）年9月に期成会は労働者に対して、①一般普通教育を要求し、②徒弟制度の改革を提言し、③労働組合の教育機能を重視していたのである。期成会は法案のあいまいさを突き、「法案第12条の規定は是を強制的となし雇主をして其執行の責を負はしむるにあらすんは到底其完全の施行を望むべからず」と修正案を出した。片山等の要望が届いたのか、同年10月の第3回農商工高等会議の修正「工場法案」では次のように改正されていた。

第二章 職工及徒弟

- 第一〇条 工業主ハ工場寄宿舎ニ居住スル職工徒弟ニシテ十四歳未満ノ者ニ対シ相当ノ教育ヲ与ヘ且ツ其ノ疾病ノ際引取人ナキトキハ之ヲ救養スルノ義務アルモノトス
- 第一二条 工業主ハ職工徒弟規則ヲ設ケ地方長官ニ届出ヘシ之ヲ変更スルトキ亦同シ
寄宿舎取締ニ関スル規則亦前項ニ依ル
- 第一三条 職工徒弟規則ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

- 一、雇用契約又ハ修業契約ニ関スル規程
- 一、休日、修業時間及休憩時間ニ関スル規程
- 一、賞罰ニ関スル規程
- 一、賃銭若クハ手当ニ関スル規程
- 一、救恤ニ関スル規程
- 一、積立金ヲナス場合ニハ其規程
- 一、危害ヲ避クル為特ニ設ケタル禁制アルトキハ其禁制
- 一、職工、徒弟規則ハ工業主及職工、徒弟ヲ羈束ス

わが国における「徒弟」法制化の課題
—徒弟学校の設立・改廃と「工場法」徒弟制度との関連より—
田中 萬年

上に明らかなように、労働者への教育が事業主の義務として規定されたのである。このことを第 13 条第八項が本規則を職工のみでなく工業主を「羈束ス」としたことは画期的であった。

しかし、同時にその規制に反対する論も強大だった。「工場法案」には同時に「別紙」が提出されていた。「別紙」には「不充分ナル調査ヲ以テ法律ヲ制定スルトキハ工業ノ進歩ヲ助ケスシテ却テ之ヲ阻害スル恐アリ」として、「故ニ本案ノ職工徒弟ニ関スル規定ハ之ヲ删除シ単ニ工場ノ危害予防ノ部分ニ止メラレコトヲ望」との要望が記されていたのである。

開明官僚の努力と片山潜等の労働組合の要望が合致して、革命的な教育論が「工場法案」に規定されたが、明治の富国強兵、殖産興業の国家的目標はそのような意図を完全に打ち砕いたのであった。近代化とは、ヨーロッパでは産業革命と併行して人権の確立が進められたが、わが国では産業革命のみが近代化であるようにとらえられ、人権の確立が抑圧されてきたことが最も奥底に潜んでいる問題である、と言える。

議論の開始より 30 年を経てようやく 1911 (明治 44) 年に「工場法」は次のように制定された。

「工場法」(明治 44 年 3 月 29 日法第 46 号)
第二条 工業主ハ十二歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於イ
テ就業セシムルコトヲ得ス但シ本法施行ノ際十歳
以上ノ者ヲ引続き就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在

ラス
第三条 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ一日
ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

上のように、片山等の要求ばかりでなく、高等会議での改正案、さらに初期の開明官僚の草案も盛り込まれることはなかった。そればかりか、片山等は 1900 (明治 33) 年の「治安警察法」の洗礼を受けることになり、労働者教育としての正当な要求は葬り去られた。期成会の労働者教育要求がその後も今日まで継承されていないことがわが国の職業訓練が正常に発展しない一つの大きな要因になっているといえる。

「工場法」では法案にあった「徒弟」条項は削除され「勅令ヲ以テ之ヲ定ム」(第 17 条)とした。それでも第 2 条に見るように、義務教育の実体化と、第 3 条の労働基準が規定されたことは、わが国の労働問題改革の第 1 歩であった。

しかし、近代化は労働者の職業能力開発を無視することはできない。「工場法」で削除された徒弟養成については、5 年後の「工場法施行令」に規定されることになる。その条項は次の通りである。

「工場法施行令」(大正 5 年 8 月 3 日勅令第 193 号)
第四章 「徒弟」
第二十八条 工場ニ収容スル徒弟ハ左ノ各号ノ条件
ヲ具備スルコトヲ要ス
一、一定ノ職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スルノ
目的ヲ以テ業務ニ就クコト
二、一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコ
ト
三、品性ノ修養ニ関シ常時一定ノ監督ヲ受クルコ
ト
四、地方長官ノ認可ヲ受ケタル規程ニ依リ収容セ
ラルルコト

第二十九条 工場主前条第 4 号ノ認可ヲ申請スルニ
ハ左ノ事項ヲ具備スヘシ
一、徒弟ノ員数
二、徒弟ノ年齢
三、指導者ノ資格
四、教習ノ事項及期間
五、就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間
六、休日及休憩ニ関スル事項
七、品性修養ニ関スル監督ノ方法
八、給与ノ方法
九、第三十条ノ規定ニ依リ設クル規程
十、徒弟契約ノ条項

この徒弟に関する規定は、わが国における職業訓練に関する法令の嚆矢であった。しかし、ここでは片山等が主張した、徒弟の教習を事業主の義務とする規定はなかった。第 29 条にあるように、事業主は徒弟の訓練について「認可ヲ申請」するとき規定を整備すればよかったのである。能力開発は、企業主の経営的判断に基づくものとなったのである。ここに、わが国では労働者の教育訓練問題が労働者の権利にならなかった原点があったのである。このように、その後の労働者に対する教育訓練が企業主の経営的裁量で展開されてきたことが、今日までに続いているわが国の宿痾となっていると言える。

上の施行令の構造がわが国のその後の労働者教育訓練の観念として定着し、わが国では労働者のための教育訓練が企業のものと考えられ、今日まで正しく構築できない理論的脆弱さを引き継いでいるのである。

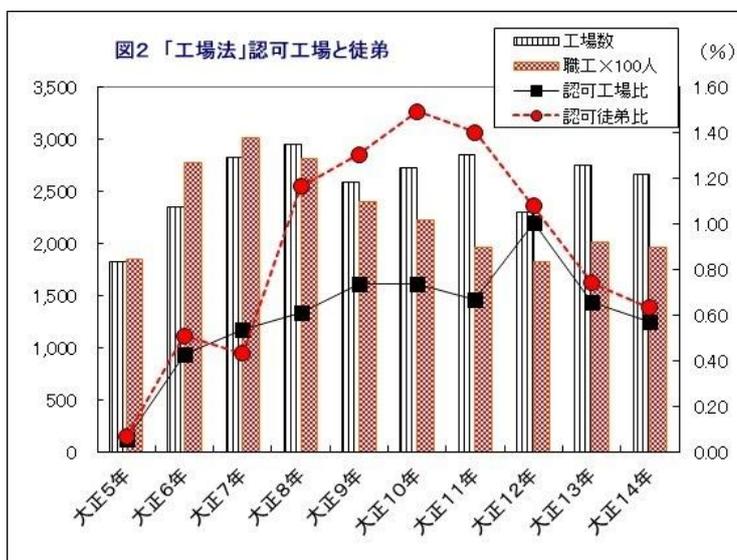
さて、形式的には画期的な「工場法」が制定され、わが国の工場においても民主的な運営が目指された。しかし、国家的に見れば、労働者の養成は極めて重要な国民の教育訓練の課題であるはずである。

ところで、「徒弟」条項の認可状況はどうであっただろうか。

その当時の機械器具関係の「工場法」適用工場数の推移と、その中の徒弟養成の認可工場数、徒弟の認可申請数の比の状況を見たのが図2である。

ただ、この時期は未だ繊維産業が全体の5、6割を占めており、機械器具製造業は発展途上であった。なお、グラフで、官営工場は除かれている。グラフから1918(大正7)年の第一次世界大戦の終了による不況の影響が読み取れる。

一方、1923(大正12)年の関東大震災による影響は1年で終えているようである。グラフのように関東大震災以降は「工場法」制定時よりも工場、職工数とも増加している。それにもかかわらず、徒弟養成の認可工場は大正12年をピークに、認可徒弟数は大正10年をピークにしていずれも減少している。しかもその比率は極めて低い。このように政府の規定により認定されている企業内教育訓練の実施率が低い実情は今日も似た状況である。



当時の過酷な労働条件の下での労働者の忍耐が明治の近代化を成功に導き、今日に繋がっている。しかし工場は増加し、生産も高まっていた当時の工場においては、どのような人材が支えていたのであろうか。

「実業学校令」、「工業学校規程」が制定された1899(明治32)年に、当時の大工業企業であった三菱造船は、同時に三菱工業予備学校を設立したことにみられるように、企業は学校卒業者に工業技術の能力を期待していなかったといえる。

また、学校に期待できない大きな理由は、絶対に学校では困難な教育内容があるからである。つまり、O.J.T.によってしか伝授できない内容が近代産業にはあるためである。それは伝統産業にもあるが、それは小規模のため実習場での実習が困難ではないのである。徒弟学校に伝統職種が設置されたのはこの背景があるからである。つまり、徒弟の認可申請が少ないからといって、近代産業の職工・労働者が養成されていなかった訳ではない、ということになる。

すると、工場における熟練工の養成はどのように行われていたのであろうか。その一端を先の三菱工業予備学校の「要綱」に見ることができる。第5条では、「本校ノ課程ヲ履修セザル職工修業生ニハ特ニ一科若クハ二、三科ヲ選ンデ就学シ又夜間ノ教科ヲ受クルコトヲ許ス」と規定していた。これは、一般の労働者に教育訓練を施す、という意味である。三菱のような大企業では養成制度を制度化していたが、養成制度がなくても企業内の教育訓練は様々な方法が模索された。

それを補う一つの制度として、東京府は1905(明38)年に職工学校に「適材教育法規則」を定め、毎週2回、午後より業務に関して1年間教育する制度を立ち上げた。しかし、2年間で66名、3年目に47名が受講しているに過ぎず、また、このような制度が全国に広まっていはいないようだ。

その他教育訓練の制度を確立できない中小企業でも教育訓練を実施してないとは言えない。それは「工場徒弟制」を改革し、親方を排除して工場の監督者の下に徒弟等の見習工の権利を無視した経営側の私見によるOJTを中心とした体制であったであろう。このようなOff J.T.ではなくとも、O.J.T.を主とした(徒弟)養成は可能であった。これは、日本的な人材養成システムの長年の特色でもある。

以上のことを総合すると、三菱のような大企業では、工業学校に期待せず、様々な教育訓練制度を体系させて養成したが、全体として「工場法」で徒弟の養成を制度化しても認可を受けなかった企業が多かつ

わが国における「徒弟」法制化の課題
 —徒弟学校の設立・改廃と「工場法」徒弟制度との関連より—
 田中 萬年

た。「工場法」徒弟制度は拡大しなかったといえども、生産に有用な労働者は、学校卒業者を企業内教育訓練によって工夫して養成していた、ということになる。企業における職人・労働者の育成が困難であったということでは無いことを上のグラフは暗に示しているといえる。わが国での人材養成の大半は学校卒業者を企業内訓練により行うという体系が確立したのであった。

4. 徒弟学校改廃と「工場法」徒弟制度との関連

徒弟学校の衰退は「実業学校令」・「工業学校規定」の公布により、魅力が落ちたためとする言説があるが疑問がある。

疑問の第1は、図1からも分かるように、「実業学校令」・「工業学校規定」が制定された1899（明治32）年以降も徒弟学校は増加していることである。また、工業学校への昇格は図3に見るように1920（大正9）年以後と言えるからである。

疑問の第2は、「実業教育費国庫補助法」が1914（大正3）年に改正され、私立学校も補助対象になり、徒弟学校の増加の要因となっていると考えられるからである。

疑問の第3は、女子徒弟学校の増設が始まるのは「実業学校令」等公布の3年後からであり、矛盾した現象からである。

第4の最大の疑問

は、1893（大正6）年に内閣直属に設置された臨時教育会議は、1918（大正7）年10月25日に「実業教育ニ関スル現在ノ制度ハ大體ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セサルコト」と答申し、特に徒弟学校については一言も言及していないからである。

以上のような矛盾をこれまでの研究では解明していない。これらの疑問をどう考えれば、論理的に解釈できるかの課題が残されたままである。

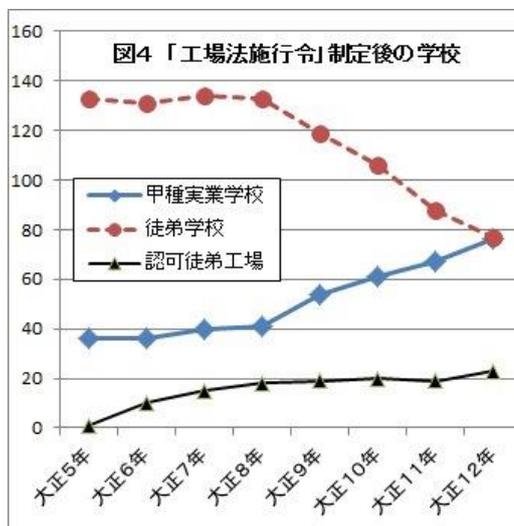
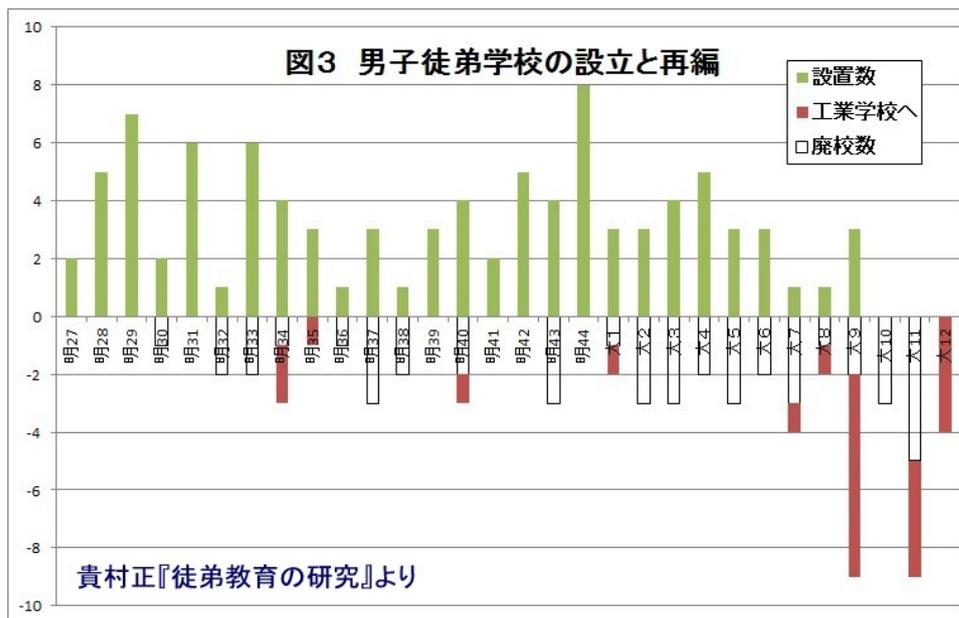
そこで本稿では、1916（大正5）年に制定された「工場法施行令」の施行に注目したい。

「工場法」施行後の徒弟学校、工業学校等の数の変遷を見たのが図4である。

「工場法施行令」制定の前年が男子徒弟学校数のピークの年であり、図のように翌年から減少に転じていることが分かる。徒弟学校の減少は「工場法施行令」に大きく関わっていると言えるのである。

すなわち、徒弟学校と「工場法」徒弟の関係は、「工場法」徒弟制度が整備された後に徒弟学校の減少が進んだ、と言える。図には表していないが、同様に工業系の実業補習学校（大正10年度で137校）も減少していることを考えると、「工場法施行令」徒弟制度の実施展開がその重要な要因と言えるのである。

里見が紹介しているフランスの実情とは逆である。では、何故に「工場法」徒弟制度の発足後に徒弟学校は減少し、



廃止されているのか、という疑問が浮かぶ。この問題について、最後に考察したい。

5. 「徒弟」忌避観醸成の背景と今日

周知のように、イギリスでは「工場法」における“学んだ者しか働かせられない”という義務就学規定から庶民の学校制度が確立したと言える。しかし、わが国ではその順序が逆である。1923（明20）年代の“立身出世”観の国民への定着後に徒弟学校、さらに遅れて「工場法」徒弟制度が成立した。

このことにより、例えばイギリスの“Education”観とは異なり、わが国の教育観には就学と労働の関係の捉え方に逆転現象が生まれても不思議ではない。文化は社会の現実の歴史から生まれるからである。つまり、労働への分離感が「教育」の中に気付かぬ間に入り込んでいるのである。分離観は卑下感に発展したと考えられる。

臨時教育会議の答申にもかかわらず、徒弟学校が廃止の方向に転換したのは、文部官僚の目論見であったであろう。その思考が何故に生ずるかと言うことがわが国の職業教育の課題である²。

もちろん徒弟学校の衰退と廃止の背景には設備の貧困があり、日本人の学校上昇志向により、上級の学校に進学できない低度の職業教育を忌避したことも起因するであろう。

このような観念の中に、官僚にも国民にも「徒弟」卑下の日本の精神・観念が次第に形成されたのは疑いない。その観念は何故に生ずるのか、という問題である。

その発端は、先述のように、学歴による立身出世観が国民に定着した後に1890（明23）年の改正「小学校令」に徒弟学校が規定され、徒弟学校は小学校という定義が国民に浸透したことによると言える³。

構想した井上文相をはじめとする為政者は、「低度の工業教育」であった徒弟学校を小学校レベルに認定していたのか、していなかったのか明確ではないが、それは当座の対処だったかも知れない。「徒弟学校規程」で対象者を12歳以上、尋常小学校卒業者としながら、「尋常小学校卒業ノ者ニアラサルモ」入学できるとし、小学校に附設できる小学校レベルの徒弟学校と規定された。徒弟学校はそのような教育制度として先ず教育関係者に認識されたはずである。すると教師達は小学校レベルの徒弟学校に教え子を「再入学」させるのはあまり好ましいことではないと考えるのは当然であろう。そのような認識が子ども達を送り出す教師の考えとして定着すれば、そのような思考は次第に国民に広まったであろう。

そのような思考が臣民に一端広まれば臣民の認識を切り替えることは困難と考えられる。そして、徒弟が職人の見習いであるという「職人」への忌避感が同時に日本人には育ったであろう。その論理がより明確に現れているのが、徒弟学校といたしながら、学校設置者は学校の名称に「徒弟」を付けず忌避し、このことを為政者も認めていること⁴であり、このことを臣民も見抜いていたはずである。

例えば、東京職工学校（今日の東京工業大学）卒業生は当時を次のように回想している。

学生としては到底耐え難き労苦を嘗めさせられ……小石川砲兵工廠の職工と同様の扱いを受け、……近所の子供達（に）は……可笑しいな、可笑しいな袴をはいた職人が学校に行くと……からかわれた

子供達の東京職工学校生徒への揶揄が同時に職工、徒弟への卑下観を含んでおり、その職人と同じに見られることに対する学生達の自尊心が傷つけられたことを示している。そして学生もまた職人を見下していることが明らかである。全国の職業学校の教師も養成する東京工業学校の学生の意識は全国の職業学校生徒の意識を代表していたと考えられる。

このことを傍証するように労働組合期成会は、工業教育の指導者であり東京工業学校長の手島精一に次のような「公開書」を1901（明34）年に送っている。

足下の薫陶を受ける貴校の得業生が各工場の技手となり労働者の監督者にして労働者を蔑視し往々虐待酷役至らざる処なし…教育の目的は人物を養成するにあり…職工監督の任を有し職工の師導者たるべき智識あり教育ある工業学校得業生が職工固有の地位を無視し工場弊害の泉源となり雇主と労働者間の不調和をかもすに至っては貴校の名声を破毀する者と信ず…

社会の職工、徒弟への奇異観・卑下観の生成と東京職工学校生徒の職人忌避観は同じ土俵であることが

わが国における「徒弟」法制化の課題
—徒弟学校の設立・改廃と「工場法」徒弟制度との関連より—
田中 萬年

わかるのである。そして、就学率・進学率が向上する下では、初等学校での職業教育は不要となり、小学校に位置付けた徒弟学校が廃止の方向に向かうのは近代化が進む社会・わが国では必然であった。

しかしながら職員の養成が近代化に不要なはずは無く、徒弟の育成が職員の予備軍として必要であり、その徒弟の養成制度は遅れて「工場法施行令」の徒弟条項に規定された。しかし、すでに立身出世とは縁遠い徒弟のイメージが定着し、徒弟への志向意識が忌避されるのは必然であった。働く国民の職業に関する能力開発の軽視は加速されたと言える。

このような経過により徒弟の養成は学校の使命では無いとして徒弟学校は廃止され、徒弟は過去の遺物だという思想が教育関係者に生まれ、その思想による教育を受けた国民に浸透したのではなかろうか。その思想は、学校の目的は労働者の養成では無いとする戦後「民主」教育の理念に引き継がれ、それは今日も生きていけると言える。このことが、濱口が嘆いている文部科学省官僚の国際会議での発言の無い形式的出席に繋がっているのではなかろうか。

わが国で最初の作業場・実習場論とも言える「学校を論ず 附、作場」を著した吉田松陰が、日本の近代化のためには全ての学校に作場（作業場・実習場）を附設して、あらゆる仕事についての基本的な能力形成をすべきである、との提起を「学制」以降の学校制度が展開していれば今日のような事態にはならなかったであろう。「学校論」は武士だけでなく庶民（職人）の学問をも重視したが、しかし、徒弟については論じていず、職人養成との関係が分かりにくい。「船匠・銅工・製菓・治革の工、凡そ寸技能ある者、要は皆宜しく治事齋に属すべし。」とは学校は徒弟・職人の養成機関となるべき、との論ではなかろうか。しかしながら、普通教育に比べて遙かに財源と人材が必要な実習は、「徒弟学校規程」第4条で「実習ハ…欠クコトヲ得」としていたように、財源の乏しい明治政府にはフランスのような学校における徒弟養成は困難であったことも明らかであった。

ところで、「労働基準法」は「工場法」の改正法であるため、徒弟＝技能者養成を規定したが、第69条には「徒弟の弊害排除」として今日でも次のような条文がある。

使用者は、徒弟、見習、養成工その他名称の如何を問わず、技能の習得を目的とする者であることを理由として、労働者を酷使してはならない。

使用者は、技能の習得を目的とする労働者を家事その他技能の習得に関係のない作業に従事させてはならない。

「工場法施行令」の徒弟条項の精神よりも大きく後退した「徒弟の弊害排除」との見出しを記す必要は無い。上の内容であれば「技能習得者の酷使禁止」で良いはずである。「徒弟の弊害排除」とは、徒弟制度の人材育成機能までも全面的に忌避するという観念を法理としているのではなかろうか。

この徒弟制度蔑視観による上の見出しは、アメリカでは1937年に制定されていた「全国徒弟法」が生きておりGHQは徒弟制を批判していなかったにも関わらず、吉村昭が紹介しているように戦後の“民主化”策に反しているとGHQに疑われないようにとの慮りから、徒弟制度を封建的として位置付けるために明文化したと推測される。その徒弟制度蔑視観は今日にも生きているのである。

おわりに

「はじめに」で紹介したように、国際的には徒弟制度が再評価され、再検討されているが、わが国では未だに「弊害排除」の対象となっており、人材育成、人間的成長策の一貫に組み込まれていないことは、以上のような歴史的背景にあるように思われる。「日本の姿がない」ということは、今でも徒弟制は封建的だ、と考えている日本的「教育」を受けた大学出の少なくない知識人、政治家、官僚、組合幹部の「民主的」意識を表していると言えよう。

各国の"Education"が日本の「教育」ではないことと同時に、"Apprenticeship"が日本で信じられている封建的「徒弟制度」でもないことが本共同研究「北欧における職業教育・訓練の改革に関する総合的研究—新しい「徒弟訓練」を中心に—」により明らかになることであろう。

このことに関して濱口が、若者雇用が問題であり続けてきたヨーロッパで、その解決策として期待されつつ、その濫用が問題として指摘されることの多いトレーニーシップについて、欧州委員会が指針となるべき事項を勧告案として提起した、と言う紹介が参考になる。つまり、EUは「徒弟」を「訓練生」に統

一した、とのことであるが、このこともこれからのわが国の方略を検討する課題として重要だと言える。

なぜなら、「徒弟」とは元来、生徒、弟子の意であり、あえて徒弟と言わなければならない理由は無く、EUの勧告は当を得ていると言えるからである。

わが国の学校の目的観が職業、労働をめざす世界の動向と異なる軽視、忌避観を今日にも引き継いでいることの改革のためには、以上のようなわが国の近代化過程における「徒弟」観の問題を根源から問わねばならないと言えよう。

参考文献

- ・アントワヌ・レオン、もののべ・ながおき訳『フランスの技術教育の歴史』、白水社、1968年。
- ・内田 糺『明治期学制改革の研究』、中央公論事業出版、昭和43年。
- ・岡 実『改訂増補 工場法論』、有斐閣、大正6年9月。
- ・海後宗臣編著『臨時教育会議の研究』、東京大学出版会、1960年。
- ・貴村 正『徒弟学校の研究』、職業訓練大学校調査研究資料第3号、昭和47年度。
- ・佐々木輝雄職業教育論集第1巻『技術教育の成立』、第2巻『学校の職業教育』、第3巻『職業訓練の課題』、多摩出版、昭和62年。
- ・里見 実「非教育の可能性」、元木健・田中萬年編著『非「教育」の論理』、明石書店、2009年。
- ・沢 和寿「工場法の制定過程に関する研究－教育条項を中心に－」、『技能と技術』1977年3号。
- ・社会局『工場監督年報』（各年度版）。
- ・隅谷三喜男編著『日本職業訓練発展史《上》』、日本労働協会、昭和45年。
- ・高田由夫「徒弟学校規程の成立過程についての一考察」、『日本大学人文科学研究所研究紀要』第17号、1975年3月、「徒弟学校の成立についての考察」、『同』第22号、1979年3月、「徒弟学校解体に関する考察」、日本大学教育学会『教育学雑誌』第28号、1994年。
- ・田中萬年「工場における『学校』の成立」、『教育と学校をめぐる三大誤解』、学文社、2006年。
- ・田中萬年『職業訓練原理』、職業訓練教材研究会、平成18年。
- ・『東京工業大学六十年史』、1940年。
- ・平沼高「アメリカの若者と現代の徒弟制度」、平沼高・新井吾朗編著『大学だけじゃないもうひとつのキャリア形成』、職業訓練教材研究会、2008年。
- ・文部省実業学務局『実業教育五十年史』、実業教育五十年周年記念会、昭和9年。
- ・文部省『学制百年史』記述編・資料編、ぎょうせい、昭和47年。
- ・山口県教育会『吉田松陰全集』第4巻、大和書房、1972年。
- ・山崎昌甫「日本技術教育史」、世界教育史体系第32巻『技術教育』、講談社、昭和53年。
- ・吉村昭「鯛の島」、『脱出』、新潮文庫、1988年。
- ・労働省『労働行政史』第一巻、労働法令協会、昭和36年。

注

- 1 濱口桂一郎「EU労働法政策雑記帳」2014年4月12日、「G20-OECD-EU若者上質徒弟制会議」<http://eulabourlaw.cocolog-nifty.com/blog/2014/04/index.html>。「G20とOECDとEUという国際総ざらえみたいな構成で「労働市場において若者によりよいスタートを提供するための上質徒弟制の会議」(Quality Apprenticeships for Giving Youth a Better Start in the Labour Market, G20-OECD-EC Conference)というのが、去る4月9日に開かれていたようです。」として紹介している。
- 2 この事態と類似した法として、1984(昭59)年に内閣総理大臣の下に設置された臨時教育審議会が、職業能力開発を含めた「生涯学習」を21世紀の教育として答申したにもかかわらず、文部省等が職業能力開発は「別に講じられる施策」として1990(平成2)年に制定した「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」がある。
- 3 1880年に法制化されたフランスの徒弟学校も公立初等補修学校に属していた。ただ、「補修」とあるように、初等学校ではなく、初等学校修了者のための補習学校だった。さらに、ロックやルソーは"Education"は実利的な機能を

わが国における「徒弟」法制化の課題
—徒弟学校の設立・改廃と「工場法」徒弟制度との関連より—
田中 萬年

もつべきとして、徒弟による人間形成の意義を重視した思想の下に論を展開しており、レオンは「フランス革命に始まる『実学時代』」としており、徒弟学校の内容も実質的に営まれていたようだ。レオンの著作では職業教育と職業訓練とは同義のように扱われており、明確な定義の区別がされていない。世界の職業訓練を分類して、フランスの体系は「学校制度型」とされるが、明治初期に類似した小学校として規定した徒弟学校は、わが国では衰退、廃止され、フランスでは学校制度型として発展した、と言える。

- ⁴ このような施策は、今日の文部科学省は「訓練」を忌避するが、専修学校の英語名に Specialized Training Collegeを、高等専修学校に Upper Secondary Specialized Training Schoolを、専門学校に Professional Training Collegeを当てて"Training"を用いている逆の対応と類似している。「専修学校等の英語表記（文部科学省による）」、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団<http://www.sgec.or.jp/scz/common/images/fotter/futter.gif>。「参考資料／英文表記について（平成18年3月22日現在）」全国専修学校各種学校総連合会http://www.zensenkaku.gr.jp/news/eigohyoki_sanko060322.pdf
- ⁵ 濱口桂一郎「EU労働法政策雑記帳」2013年12月 8日、「EUのトレーニーシップ勧告案」<http://eulabourlaw.cocolog-nifty.com/blog/2013/12/eu-be9e.html>。この勧告の指針は12月4日にEUの欧州委員会が、トレーニーシップの条件の透明性を高めることを意図したようだ。そのタイトルを"traineeship"としていることが注目される。